

## 1-8

## 退職後も引き続き被保険者になりたいとき

## 『任意継続被保険者資格取得申請書』

被保険者資格を喪失(退職)したあとも、いずれかの医療保険へ加入しなければなりません  
が、被保険者の希望があれば、一定の条件※のもとに引き続き当組合の被保険者の資格を  
認める「任意継続被保険者制度」があります。

※一定の条件とは…

- ①資格喪失の前日まで継続して2ヵ月以上の間、強制被保険者であったこと
- ②資格喪失から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申請書」が提出されていること
- ③資格喪失届と被保険者証が提出されていること

## 《 任意継続保険の内容 》

## 1. 加入期間

○任意継続加入期間は2年間となっています。

## 2. 標準報酬月額の設定

○被保険者の資格喪失時の標準報酬月額か、当組合の平均標準報酬月額※のいずれ  
か低い方の標準報酬月額を用いることとなります。

## ※当組合の平均標準報酬月額

全被保険者の標準報酬月額の平均で決まる標準報酬月額のこと、毎年9月末の全被  
保険者の標準報酬月額の平均により翌年度(翌年4月から)の当組合の平均標準報酬月  
額を決定します。

## 3. 保険料

○決定した標準報酬月額で算出しますが、今まで事業主が負担していた分を加えた全額  
が任意継続被保険者の保険料となります。

今まで支払っていた保険料 + 事業主負担分の保険料  
= 任意継続被保険者の支払う保険料

② 40歳以上65歳未満の方は、介護保険の第2号被保険者に該当しますので、  
介護保険料も併せて納入していただきます。

## 4. 保険給付

○強制被保険者のときと同じです。

本人	}	7割(窓口での自己負担3割)
家族		
乳幼児(義務教育就学前)		8割(窓口での自己負担2割)

## 5. 任意継続被保険者が資格を喪失するとき

- 被保険者となった日から2年間が経過したとき
- 保険料を期日までに納付しなかったとき
- 75歳で後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
- 任意継続被保険者から申出たとき  
(国民健康保険に加入するとき、家族の被扶養者になるとき等)

## 1. 適用関係

- 再就職等により他の健康保険制度の被保険者になったとき
  - 被保険者が死亡したとき
  - 65歳～74歳で障害認定を受けて後期高齢医療制度の被保険者になったとき
- ※●の事由での資格喪失の場合、「任意継続被保険者資格喪失申出書」の提出が必要となります。

### 6. 任意継続被保険者の記号・番号

- 記号が3桁の場合は、その前に2をつけて4桁の数字となります。記号が4桁の場合は一番左の桁が2に変わります。  
番号は今のままです。

例(3桁)	記号	番号
在職中	101	10001
	↓	
任意継続資格取得後	2101	10001
例(4桁)		
在職中	1091	10001
	↓	
任意継続資格取得後	2091	10001

#### (1)提出期限

- 資格喪失の日から20日以内

#### (2)添付書類

- 事業所からの資格喪失届と今まで発行していた被保険者証  
(既に提出されている場合には不要です。)  
※被保険者証が返却されていない場合は、新しい被保険者証を発行することができません。

#### ○「自動払込利用申込書」(1-8-5 参照)

- (ア)任意継続保険の保険料の払込および、給付金等の受取は、各任意継続被保険者のゆうちょ銀行口座を提出いただき、保険料の自動引落とし、および給付金等の振込みをさせていただきます。
- (イ)提出していただくゆうちょ銀行口座は、必ず被保険者本人名義のゆうちょ銀行口座をお願いします。
- (ウ)ゆうちょ銀行の口座をお持ちでない場合には、新しく開設していただき、「自動払込利用申込書」に記入・口座届出印を捺印して、「任意継続被保険者資格取得申請書」と一緒に提出してください。

注：ゆうちょ銀行口座の届出印を、はっきりと印影がわかるように捺印してください。うまく捺印できなかった場合には、再度その余白に捺印し直してください。

- 被扶養者の健康保険加入が必要な人は、今まで被扶養者として認定されていても、「健康保険被扶養者登録申請書」(1-4-11 参照)に新規入社のときと同様の書類を添付して提出してください。改めてここで審査します。

### 《任意継続保険資格取得時の取扱い》

任意継続保険加入手続きが終了すると、事業所を通じていろいろな手続きを取ることはなくなります。

「任意継続被保険者資格取得申請書」を退職者に渡すとき、別紙「任意継続被保険者制度について」も申請書と同時に印刷できますので、必ず一緒にお渡しください。

事業所の担当者より下記の事項について再度ご説明いただき、今後についての不明な点がありましたら、当組合に問い合わせるよう、お伝えください。

#### (1) 初回保険料

初回保険料は資格喪失月分の保険料※となります。

自動払込が開始するまでは払込票でのお取扱いとなります。(現金不可)

#### ※資格喪失月分の保険料とは

例えば4月16日資格喪失者の資格喪失月分の保険料とは4月分の保険料のことです。4月分の給与からも保険料が徴収されますが、これは3月分の保険料ですので、重複していることはありません。在職中は翌月の給与控除、任意継続では当月払いとなっていますので、任意継続を希望する方に、最終の給与から控除されている保険料が何月分なのかを事前にご説明ください。

#### (2) 被保険者証の発行

旧被保険者証の返却が確認でき次第発行となります。それまでは被保険者証は交付できません。被保険者証が手元にないときに病院にかかる場合は全額立替で支払い、後日療養費の請求を行ってください。もしくは病院へご相談ください。ただし、病院から当組合へ資格を照会する電話をいただきましても、回答できませんのでご承知おきください。

#### (3) 保険料の納付方法

- 自動払込開始後は、各任意継続被保険者のうち銀行口座から毎月10日(10日が土、日、祝日の場合には翌営業日)に自動引落としとなります。
- 保険料の一括払い(前納)制度もありますが、納付時期や納付期間が決まっておりますので前納制度の詳細につきましては、当組合へお問合せください。

#### (4) 組合からの給付金の支給方法

- 各任意継続被保険者のうち銀行口座へ当組合から直接振込みます。

#### (5) 住所・氏名等に 変更が生じたら

- 必ず当組合に連絡してください。手続きのご案内をいたします。

#### (6) 他の健康保険を取得したら

- 就職して、新しく他の健康保険の被保険者証を取得したときは、新しい被保険者証のコピーと、当組合が発行した被保険者証(原本)と「任意継続被保険者資格喪失申出書」をあわせて送付してください。

(国民健康保険に加入する、家族の被扶養者になりたいという事由での途中資格喪失が令和4年1月1日より可能になりました。)

任意継続被保険者資格取得申請書

NO. \_\_\_\_\_

資格喪失時の 保険証の 記号	100	番号	12345	喪失年月日 (退職日の翌日)	令和 2年 4月 1日
事業所名 (会社名)	〇〇〇〇株式会社		12345	所属名	〇〇部〇〇課
私は別紙「任意継続被保険者制度について」の内容を了承のうえ、下記の通り申請します。	セイブ	タロウ	性別	男・女	有・無
(フリガナ)	西武	太郎	生年月日	昭和 35年 4月 1日	課長
(氏名)	西武 太郎		住所	〒359-0037 東京都府中市 埼玉 〇〇〇〇-〇〇〇〇	
住所	府中市 埼玉 〇〇〇〇-〇〇〇〇		電話番号	04-0000-0000	
扶養の有無	無		電話番号	080-0000-0000	
納付方法の選択	1. 毎月 まずは払込票で払込 その後毎月口座から引落		扶養の有無	(有のときは、新たに審査が必要となりますので扶養登録申請書と状況に応じた必要書類を添付してください)	
	2. 半年前納 初回分と9月分(3月分)までを払込票で払込 その後半年ごとに払込票で払込		納付方法の選択	3. 1年前納 初回分と3月分までを払込票で払込 その後1年ごとに払込票で払込	
	3. 1年前納 初回分と9月分(3月分)までを払込票で払込 その後1年ごとに払込票で払込		納付方法の選択	14-202108	

大枠内を記入

固定電話と携帯電話など、2つ以上電話番号をお持ちの方は、日中連絡のとりやすい順に記入してください

1, 2, 3の内容をご確認の上  
 いずれかに○をつけてください

本社担当者および本社責任者が押印

所属担当者および所属責任者が押印

必ずどちらかに○をつけてください

健康受付印	
事業所	所属
印	印
印	印

# 1. 適用関係

## 自動払込利用申込書

「ダウンロード専用」

**記入**

承認番号：YKD00064

### 自動払込利用申込書(収)(加)

種目コード	166						契約種別コード	28							
通常貯金口座の	記号	1	2	3	4	0	※	6桁目があるときは※欄に記入							
	番号	1	2	3	4	5	6	7	1	右から詰めて記入・8桁に満たないときは頭に「0」を記入					
	フリガナ	セイブ タロウ						口座届出印							
お名前	西武 太郎														
払込先口座番号	00580-9-41040						払込先加入者名	西武健康保険組合							
払込開始月	年 月から						払込日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)							
収納企業住所	〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1						収納企業名称	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <b>印影がかけないように押してください</b> </div>							
任意継続記号番号	-						整理番号								
自動払込利用申込書に不備がありましたら、該当箇所に○印をつけ、西武健康保険組合にご返送ください。 1. 印鑑相違 2. 印鑑不鮮明 3. 通帳記号番号相違 4. 氏名相違 5. 口座なし 6. その他( )												取扱店日附印			
【返送先】〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1 西武健康保険組合															

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は自動払込み規定が適用されます。

#### ■用紙の規格について

大きさ: 日本工業規格A4(拡大・縮小をしていないこと)

紙色: 表裏とも白色(印字が黒色であること)

紙質: 一般的なコピー用紙と同等のもの(感熱紙及びロール紙は不可)

**太枠内のみを手書きで記入してください**  
**※エラーのもとになるので文字は分かりやすく**  
**はっきりと記入してください**  
**被保険者名義のゆうちょ銀行の通常貯金口座を**  
**指定してください**

#### ■注意事項(必ずお読みください)

被保険者ご本人様の名義のゆうちょ銀行の通常貯金口座をご指定ください。

必ず手書きで記入してください。パソコン等による印字では受付できません。

通常貯金の利用時にお届けの印章により押印してください。

西武健康保険組合ホームページよりダウンロードしていただいたもの以外は使用できません。

また、内容を変更・改ざんしたもの・されたものは使用できません。

ゆうちょ銀行に提出せず、任意継続申請書と併せて会社を通してご提出ください。

健保受付日

### <任意継続被保険者資格喪失申出書の取扱いについて>

令和4年1月1日から

「国民健康保険に加入したい、家族の被扶養者になりたい。」等の事由により、任意継続被保険者から申出があった場合、資格喪失が可能となったことに伴い、「任意継続被保険者資格喪失申出書」の提出が必要となります。

#### ●手続き方法

・次の資格喪失事由の場合、「任意継続被保険者資格喪失申出書」(1-8-7参照)の提出が必要となります。

- ① 任意継続被保険者から申出があったとき  
(国民健康保険に加入するとき、家族の被扶養者になるとき等)
- ② 再就職等により他の健康保険制度の被保険者になったとき
- ③ 被保険者が死亡したとき
- ④ 65歳～74歳で障害認定を受けて後期高齢医療制度の被保険者になったとき

・次の資格喪失事由の場合、「任意継続被保険者資格喪失申出書」の提出は必要ありません。

- ⑤ 被保険者となった日から2年間が経過したとき
- ⑥ 保険料を期日までに納付しなかったとき
- ⑦ 75歳で後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

#### 《①任意継続被保険者から申出時の資格喪失取扱い》

##### 1. 健康保険資格について

任意継続被保険者資格喪失申出書の受理日が  
2月1日、2日の月初であっても、**健康保険資格は2月末まで継続されます。**

##### 2. 保険証のご返却について

健康保険資格が月末まで継続されるため、健康保険証のご返却は  
3月1日以降となります

##### 3. 保険料の還付について(納付方法が、半年前納、1年前納の方が対象)

任意継続被保険者資格喪失申出書が受理された時点の翌月初から残月がある場合は  
保険料が還付されます。

※任意継続被保険者資格喪失申出書を受理後に当健保において手続きいたします。

1. 適用関係

任意継続被保険者資格喪失申出書

任意継続被保険者資格喪失申出書

記号・番号を必ず記入してください

西武健康保険組合理事長 殿

被 保 険 者 欄	健康保険被保険者証の	記号	2100	番号	12345	健 保 組 合
	フリガナ	セイブ タロウ				常務理事
	氏名	西武 太郎				
	生年月日	昭和・平成 30年 11月 2日	性別	男・女		事務長
	現住所	〒 359 - 0000 ※マンション・アパート名も記入 埼玉県所沢市〇〇町1-11-2 〇〇マンション101号室				
	電話番号	04 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇				

下記の事由に該当するため、申出いたします

		資格喪失証明書の有無	備考	取扱者
資格喪失事由	① <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険加入のため	⇒被保険者証等を回収後に資格喪失証明書を交付	★西武健保が受理した日の属する月の翌1日が資格喪失日となる	取扱者
	<input type="checkbox"/> 家族の被扶養者になるため			
	② <input type="checkbox"/> 再就職したため	⇒資格喪失証明書は交付しない	★就職先の被保険証の写しを提出。(被扶養者分含む)就職先の資格取得日が西武健保の資格喪失日となる。 ※西武健保加入事業所の場合は写しは不要。	
	③ <input type="checkbox"/> 被保険者が死亡したため	⇒被扶養者がいる場合は資格喪失証明書を交付	★死亡日の翌日が資格喪失日となる。	
④ <input type="checkbox"/> 65歳～74歳で障害認定を受けた方で後期高齢者医療制度の被保険者となったため	⇒被扶養者がいる場合は資格喪失証明書を交付	★後期高齢者医療被保険者証の写しを提出。記載の資格取得日が西武健保の資格喪失日となる。		

★注意事項★

任意継続被保険者資格喪失申出書を提出する際は、必ず任意継続の被保険者証等を①は後日、②③④は同時にご返却ください。

①の場合は、喪失日の前日まで被保険者証が使用できます。喪失日以降、被保険者証等をご返却ください。

**原則として、任意継続被保険者資格喪失申出書の提出後の取り消しはできません。**

②の場合は、就職先の被保険者証の写し(被扶養者分含む)と西武健保の被保険者証等と併せてご返却ください。

③の場合は、各種手続き書類と一緒に被保険者証等をご返却ください。

④の場合は、後期高齢者医療被保険者証の写しと、西武健保の被保険者証等と併せてご返却ください。

※被保険者証・高齢受給者証を紛失した場合は、別途「被保険者証・高齢受給者証紛失届兼再交付申請書」が必要となります。西武健保のホームページから印刷してください。

受付年月日